			改正前		改正後	
居住年			令和3年 (特別特例取得)	令和3年 (左記以外)	令和4年•令和5年	令和6年•令和7年
新築住宅※4	借入 限度額	認定住宅※1	5,000万円		5,000万円	4,500万円
		特定エネルギー消費性能 向上住宅	4,000万円		4,500万円	3,500万円
		エネルギー消費性能 向上住宅			4,000万円	3,000万円
		一般住宅			3,000万円	2,000万円※3
	控除率		1%		0.7%	
	控除期間		10年+3年	10年	13年 (令和6年以降の一般住宅については10年)	
既存住宅	借入	認定住宅等※2	2,000万円		3,000万円	
	限度額	一般住宅			2,000万円	
	控除率		1%		0.7%	
	控除期間		10年+3年	10年	10年	
		所得要件	3,000万円以下		2,000万円以下	
床面積要件			50㎡ (特別特例取得:40㎡/所得要件:1,000万円以下)		50㎡ (新築の場合令和5年までに建築確認:40㎡ /所得要件:1,000万円以下)	

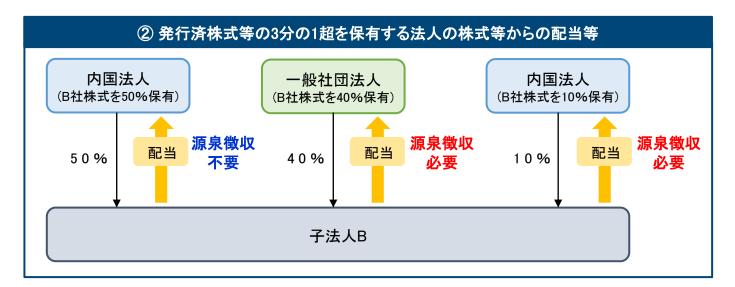
- ※1 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。
- ※2 認定住宅、特定エネルギー消費性能向上住宅、エネルギー消費性能向上住宅をいう。
- ※3 令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅の用に供する家屋は一定の省エネ基準を満たさなければ、適用ができない。
- ※4 令和4年以降の借入限度額等は一定の買取再販も新築住宅と同額となる。

配当に係る源泉徴収の見直し

ポイント

- 次の配当等について所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わない。
 - ①完全子法人株式等に該当する株式等に係る配当等
 - ②配当等の支払に係る基準日において、直接保有する株式等が発行済株式等の総数等に占める割合の3分の1超である 法人の株式等に係る配当等
- 内国法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を除く)、人格のない社団等並びに 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人以外の法人が支払を受ける配当等について適用する。
- 〇 上記の改正は、<u>令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等</u>について適用する。 (所法177、212、改正法附則6、8)

① 完全子法人株式等の配当等 内国法人 (Aの株式を100%保有) 100% 完全子法人A



→ チェック

- 子会社配当に係る源泉所得税について、還付申告により多額の還付加算金が発生してしまうことへの対応措置。
- 受取配当等の益金不算入と取扱いが異なるケースがあるため注意が必要。

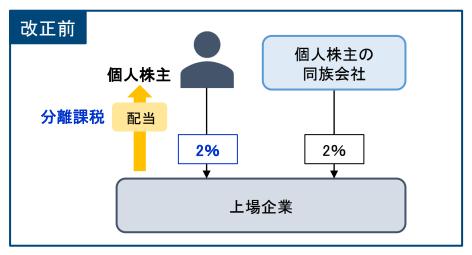
上場株式に係る大口株主の判定方法の見直し

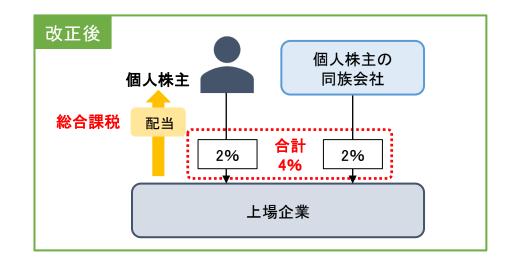
増税

ポイント

- 内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等(以下「対象者」という。)及びその対象 者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等 に占める割合が100分の3以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものを、総合課税の対象とする。
- 令和5年10月1日以後に支払を受ける上場株式等の配当について適用する。
- 上場株式等の配当をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日において、その株式保有割合が100分の1以上となる対象者の氏名、個人番号及び株式等保有割合等を、その支払の確定した日から1月以内に、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(措法8の4、改正法附則23)





→ チェック

○ 同族会社の株式を1株でも持っている場合には、その同族会社が所有する上場株式も判定に加えて、3%以上保有しているかを判断するため、資産管理会社がある場合はその資産管理会社の保有分も合わせて判定することで、これまでと課税方式が変わるため注意が必要である。

財産債務調書制度の見直し

ポイント

- 財産債務調書の提出義務者の範囲に財産価額の合計が10億円以上の者を追加する(所得要件なし)。
- 財産債務調書の提出期限を<u>翌年6月30日(改正前:翌年3月15日)とする(国外財産調書も同様)。</u>
- 財産債務調書への記載を省略できる家庭用動産の取得価額基準を300万円未満(改正前:100万円未満)とする。
- 令和5年分以後の財産債務調書及び国外財産調書について適用する。
- <u>令和6年1月1日以後に提出される財産債務調書</u>について、更正等の予知なく期限後提出された場合に期限内提出と みなす措置について、その提出が<mark>税務調査の通知前にされたものである場合に限り適用</mark>することとする(国外財産調書も 同様)。 (国外送金等調書法5、6の2、6⑥、6の3③、改正法附則72)

豆 八		質の合計]未満	財産価額の合計 3億円以上	財産額の合計 10億円以上
区分	有価証券等 1億円未満	有価証券等 1億円以上		
合計所得金額 2,000万円以下	_	_	_	提出必要
合計所得金額 2,000万円超	_	提出必要	提出必要	

記載省略可:取得価額300万円未満(改正前:100万円未満)の家庭用動産



- 確定申告義務はないが財産債務調書の提出義務者となる者については、特に提出漏れに注意する必要がある。
- 提出義務の判定の基礎となる財産価額の合計とは、債務を控除する前の資産の総額をいい、正味財産ではない。